

偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償について

報道等でご存知のとおり、キャッシュカードの偽造や盗難により、預金が不正に引き出される被害が増加しております。

当金庫では、このような犯罪によってお客さまの大切なご預金が不正に引き出されることがないように対応しておりますが、万一、キャッシュカードの偽造または盗難によりお客さまのご預金がATMから不正に引き出された場合、平成18年2月10日(金)から施行される「偽造カード等および盗難カード等を用いて行なわれる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預金者保護法)に基づき、お客さまが遭われた被害の額は原則として当金庫が補償いたします。

ただし、お客さまに「重大な過失」または「過失」がある場合には、当金庫が被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分にご注意くださいますようお願いいたします(具体的には下の表をご覧ください)。

また、お客さまにおかれましても、キャッシュカードと暗証番号を厳重に管理していただくとともに、「類推されやすい暗証番号」をご使用の場合は速やかに暗証番号を変更していただきますようお願いいたします。

< 偽造キャッシュカード被害に遭われた場合 >

お客さまに重大な過失がなかった場合	お客さまに重大な過失があった場合
原則として被害額の全額を補償いたします	被害額は補償いたしかねます

補償にあたっては、当金庫所定の書類をご提出いただくとともに、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査にご協力くださいますようお願いいたします。

< 盗難キャッシュカード被害に遭われた場合 >

お客さまに重大な過失または過失がなかった場合	お客さまに過失(重大な過失以外)があった場合	お客さまに重大な過失があった場合
原則として被害額の全額を補償いたします	原則として被害額の75%を補償いたします	被害額は補償いたしかねます

お客さまの重大な過失となりうる場合

他人に暗証番号を知らせた場合()

暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合

他人にキャッシュカードを渡した場合()

その他 ~ の場合と同程度の著しい注意義務違反がある場合

病気の方が介護ヘルパー等に対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合は除く。

お客さまの過失となりうる場合

(1) 次の または に該当する場合

当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合

暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2) 次の のいずれかに該当し、かつ、 のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合 暗証番号の管理

ア 別の暗証番号に変更するよう当金庫から要請されたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

イ 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
キャッシュカードの管理

ウ キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合

エ 酷い等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

預金者保護法規定外の補償について

以下の被害は預金者保護法の補償対象外のため、当金庫の補償基準に基づき原則補償されません。

- ローンカードの偽造・盗難による被害
- 法人向けカードの偽造・盗難による被害
- デビットカード利用による被害
- ペイジー口座振替受付サービス利用による被害

盗難キャッシュカード被害が発生した場合の留意点

キャッシュカードの盗難により預金が不正に引き出された場合において補償を受けるためには、次の点にもご留意くださいますようお願いいたします。

1. 盗難キャッシュカード被害の補償を請求するための要件

当金庫が補償させていただくためには、お客さまに次の3つの要件を満たしていただく必要があります。

カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

当金庫の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われること

当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

2. 盗難キャッシュカード被害の補償対象期間

盗難キャッシュカード被害の補償対象は、当金庫に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。

ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数以降に遭った被害となります（この場合においても、キャッシュカードが盗難された日（ ）から2年を経過する日後に発生した被害については補償いたしません）。

キャッシュカードが盗難された日が不明である場合は、盗難キャッシュカードを用いて不正な預金の引出しが最初に行われた日

3. キャッシュカードの盗難により発生した被害額の全部について補償されないケース

お客さまに「重大な過失」がある場合のほか、次の場合には一切補償いたしません。

お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によってご預金が引き出された場合

被害状況についての当金庫に対するお客さまのご説明において、重要な事項について偽りがあった場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難された場合